

災害時における養護教諭の対応とその役割の変化に関する研究

Research on the Response of the Yogo teacher in the Event of a Disaster and its Role

○石原 貴代^{1,2}, ○重川 希志依¹
Takayo ISHIHARA^{1,2} and Kishie SHIGEKAWA¹

¹ 常葉大学大学院 環境防災研究科

Environmental Disaster Prevention, Tokoha University Graduate School

² 名古屋学芸大学

Nagoya university of art and science

Yogo teacher has knowledge of medical science and nursing skills. Yogo teacher is a faculty member who works at one school or a small number of people at school. In the awareness of the disaster of Yogo teachers, the entire school was overlooked through duties. I was able to separate responses that I had never experienced as a change.

Keywords : Yogo teacher, school, disaster

1. はじめに

東日本大震災では、平日の昼間に地震が起こり、学校に児童生徒がいたことや避難所となった学校が津波に襲われたこともあり、「学校」が報道に取り上げられることが多かった。

避難所となった学校では多くの教職員が、その対応を迫られた。そのなかでも「養護教諭」の対応に着目をして研究を行ったので報告をする。

(1) 目的

阪神淡路大震災・新潟中越地震と東日本大震災の養護教諭の被災時の対応の比較から災害対応の変化について明らかにする。

(2) 研究の方法

既存の文献を用いて研究を行った。

①阪神淡路大震災・新潟中越地震で被災した学校で対応した養護教諭の手記と専門家の助言でまとめられたブックレット「保健室は震災救護センター」②東日本大震災の後に宮城県学校保健会養護教諭部会がまとめた「東日本大震災直後の保健室」のアンケート結果、及びこれらの助言・提言内容を用い、比較することで災害時の活動の変化を明らかにする。

2. 養護教諭

(1) 養護教諭とは

養護教諭とは、「小・中学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない。」「高等学校には養護教諭を置くことができる。」と学校教育法で定められている学校にはなくてはならない教育職員である。

養護教諭は、養護に関する科目として、衛生学及び公衆衛生学、学校保健、養護概説、健康相談活動の理論及び方法、栄養学、解剖学及び生理学、「微生物学、免疫学、薬理概論」、精神保健、看護学と、教職に関する科目を必須としている。養成所、短大養護教諭養成学部、保健師で2種免許状、看護師・保健師、大学養護教諭養成学部で1種免許状、大学院で専修免許を取得することができる。都道府県または政令指定都市、私立学校が実

施する教員採用選考試験を経て養護教諭として勤務する医学の素養・看護的技能を有した教職員である。その配置は、3学級以上の学校に1名、小学校851人以上、中学校801人以上の学校では複数配置等で勤務をしている。

(2) 養護教諭の職務

その職務は、学校教育法に「養護教諭は、児童の養護をつかさどる。」とされており、その職務の内容は「保健管理」「保健教育」「健康相談」「保健室経営」「保健組織活動」と5項目にまとめられている。期待する役割は、①コーディネーターの役割②関係教職員等と連携した組織的な健康相談、健康観察、保健指導の実施③保健室経営の実施④児童生徒の心身の健康問題の早期発見、早期対応⑤保健指導、保健学習などへの積極的な授業参画と実施⑥健康・安全にかかわる危機管理への対応等とされている。

すなわち、養護教諭は、①学校教育法に規定されている教職員である。②教育職員免許法施行規則に基づく「養護教諭養成カリキュラム」を取得している。③医学的素養、看護学的技能等の専門的な知識技能を有した専門職である。④ほとんどの場合、一校あたり一人の配置としてどこの学校にも配置されている。⑤勤務形態は常勤として毎日の執務に当たっている。⑥保健室を経営し、その機能を生かした職務ができる。¹⁾教職員である。保健室の先生と称されることも多く、健康診断や体調不良等の対応を通して、担任と同じように親しみのある教職員でもある。

3. 危機管理における養護教諭の役割

(1) 学校安全における養護教諭の役割

「学校保健の課題とその対応 ―養護教諭の職務等に関する調査結果」によると、学校安全計画の策定に関わり、事故防止に努めるとともに、学校保健との関連を図っていくことが大切である。心のケアについては、災害や事件事故発生時における児童生徒のストレス反応の特徴や対応方法について、専門的立場から啓発していく。安全に関わる教職員の研修では、学校内の救急体制を確立するため、救急法等の研修会やシミュレーションなどを実

施して、理解と協力を求めておくことが必要であると、学校安全における養護教諭の具体的な役割について示されている。

(2) 学校防災における養護教諭の役割

文部科学省では、東日本大震災での津波被害を受けて2012年に「学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き」を発行した。その中で、表「対策本部に求められる機能とその業務内容(例)」の救急医療欄に「養護教諭及び救命救急経験者で構成」と、心のケアの項において「学級担任等や養護教諭をはじめ、校内組織(教育相談部等)と連携して組織的に支援に当たることが大切です。」²⁾と、職名を明記し、養護教諭の役割と連携先が示されている。

4. 「保健室は震災救護センター」³⁾から

阪神淡路大震災、新潟県中越地震、この2つの震災にも養護教諭としての気づきの蓄積がある。

表1 震災の現場からの声～その時、養護教諭は～

	避難所対応	学校再開に向けて	学校再開時	日常の備え
兵庫県南部地震	小学校1	負傷者の救急処置 衛生管理 子どもの心のケア 教職員や大人の心のケア		精製水・被服材料などの備え 転倒・散乱防止
	小学校2	避難所運営	転校者への心のケア	防災教育・心肺蘇生法や救急処置法の指導 心のケア 変わらない日常の養護教諭活動 教職員の関係作り 環境や条件整備 地域とのつながり
	中学校	保健室が医療拠点 外科的な処置 被災者対応 衛生管理	心のケア	人間関係作り 生徒への防災教育 教職員の防災研修 心のケア研修 子どもたちとの温かい関係づくり 保健室の機能を発揮できるようにしておく
高等学校	物資の整理 トイレの消毒の手伝い		心と体のアンケートの実施	人とのつながりを作っておく
新潟中越地震	小学校1	子どもと家族の心身の健康状態の把握 医療班との情報交換	環境整備 トイレの巡視 校内巡視 こころの健康調査 身体的なケア	保健室の機能維持
	小学校2	資料提供 薬品・衛生材料の拠出 被災支援医療団の受け入れ準備 医療団の支援活動協力 避難生活支援 医療団のための感染予防への協力	児童生徒の安否確認 通学路の安全確認 心のケアの意義・研修内容の校内伝達と実施準備 校内安全点検 臨時環境衛生の実施 学校給食再開に向けた衛生管理 運営計画の立案	心のケア 教職員研修の充実 保護者への支援 被災者の養護教諭が支援する
	中学校	地域避難所の食事・衛生管理 保健師との連携 医療情報の取得	避難所訪問・生徒観察 衛生面の指導 教職員への心のケアの資料配布 相談窓口の情報伝達 アンケート結果の見極め カウンセリングの時間調整 フォローアップ	生徒の健康観察 周囲の人たちとの連携
	高等学校	外傷の手当て 保健室資材の貸し出し バイタルサインの測定 生徒の心のケア	学校治生後の見守り 生徒の気持ちの受け止め 生徒の心の安定に努める	個人情報を含む書類類の管理 心のケアの姿勢 教職員との連携 地域などのコーディネーター的役割を果たすための力量をつけておくこと

大規模自然災害と保健室の関りについて焦点を当てた

「保健室は震災救護センター」に記された「震災現場からの声」から8名の養護教諭が行った対応を抽出し表1にまとめた。その対応は、個別体験と備えに分けることができ、場面別には避難所運営から備えまでであった。手記に続き、専門家から「学校の危機管理」、「子どもの心のケア」について助言が掲載されている。

5. 学校保健法の改正とその内容

阪神淡路大震災・新潟中越地震の後、学校保健及び学校安全の充実を図るなどのため、学校保健法を学校保健安全法と改正し(2009年)、第三章学校安全が新設され、「学校安全に関する学校の設置者の責務、学校安全計画の策定等、学校環境の安全の確保、危険等発生時対処要領の作成等、地域の関係機関等との連携」が定められた。

6. 「東日本大震災直後の保健室～」⁴⁾から

宮城県学校保健会養護教諭部会では、東日本大震災直後にアンケート調査を行い、その結果を公表した。

(1) 東日本大震災直後の実態調査

宮城県養護教諭部会では「東日本大震災が、宮城県内の学校保健活動に与えた影響、また養護教諭が捉えた児童生徒の心身への影響などの実態を明らかにするため、8月10日に「実態調査その1」を配布、12月5日に「その2」を配布した。

(2) 「東日本大震災直後の保健室」調査方法

「東日本大震災直後の保健室」の調査方法を表2に示す。

表2 東日本大震災直後の実態調査

項目	その1	その2
調査名		
配布数	780校	826名
回収数	711校	741名
調査期間	平成23年8月10日～平成23年12月22日	平成23年12月5日～平成24年12月16日
回収方法	宮城県内29地区の代表である地区委員を通して配布し回収	
回答方法	所属校を記名し、調査項目に記号選択と記述式で回答	

※東日本大震災後の実態調査の概要 本文p23から筆者が作表

(3) 東日本大震災直後の実態調査結果

調査その1では、「被災した」を「昨年度までと同じ通常の教育活動ができない程度」と定義し、「被災した」と回答した学校は390校55.2%で「避難所を開設した学校」は370校52.1%であった。避難所開設率においては、中学校が60.1%、小学校が54.2%であった。「震災直後の保健室の様子」の回答は、自由記述をカテゴリー化しており、①保健室の様子として、避難所・避難者・救護体制、児童・生徒の様子、異動で分からない、記入なし、②保健室被災状況として、津波被害、立入り禁止、ほとんど破損・散乱なし、③保健室室内被災状況として、壁・床・天井など建築物被害、棚の転倒・ずれ、棚の中身散乱、器財・計測機器転倒・破損、机からの書類書籍落下散乱と分けられた。「保健室の様子」と問われていても、回答した養護教諭はその職務である「救急処置・救急処置及び緊急時の対応」に目を向けており、まとめには「緊急性伝わってくる結果でもある」と記されていた。

地震発生時、児童生徒がいた学校の養護教諭が震災直後にどのような対応をしたかを質問し、545人からの回答1,552のコードを得ていた。その結果を表3にまとめた。

表3 養護教諭としての対応

No.	場面	カテゴリ	サブカテゴリ
1	揺れの中で 109	危険回避 109	保健室内での危険回避 35
			保健室以外の危険回避 28
2	避難開始 186	避難誘導 154	安全確保 32
			安全確認 14
3	災害対策本部 (本部での活動) 1,111	養護教諭の対応 766	身体面の対応 146
			心のケア 164
			保健室からの持ち出し 126
			保健室からの持ち出し 126
			健康観察 330
			児童生徒・職員健康観察 330
			応急処置 80
			外科的状況への対応 23
			内科的状況への対応 43
			内科的状況 嘔吐の対応 9 過呼吸の対応 21 その他の対応 5
4	避難所対応 146	避難所運営 86	避難場所への対応 69
			避難状況 15
			その他 17
			避難の様子等 17
			避難所運営 86
			避難所運営 86
			避難所運営 86
			避難所運営 86
			避難所運営 86
			避難所運営 86

※本文中の「東日本大震災直後の養護教諭の実践場面とコード数」p110～p117(表 場面・カテゴリ・サブカテゴリ・コード数)p118からコード数を除きより詳しい記述を選択し筆者が改変した。
※網掛養護教諭としての対応・医学の素養・看護的技能を有した教職員としての対応

対応内容は、46 抽出されており、地震の「揺れの中で」から「避難所対応」の期間にまで及んでいる。対応は、「医学の素養・看護的技能を有した教職員」である養護教諭としての対応、学校の教職員の一人としての対応が挙げられている。その対応は、災害対策本部での活動が1,111 となっており、その内訳は、健康観察、心のケア、身体面の対応との順となっている。また、衛生管理や保健室の管理も対応していた。今後役にたいことや気づいた点には、4つのカテゴリ9つのサブカテゴリが抽出されている。カテゴリとその数について図1に示す。

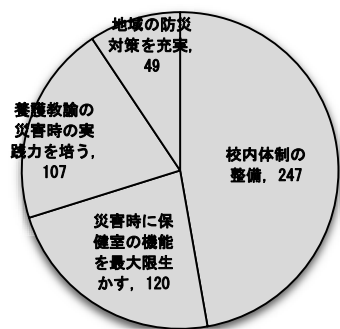


図1 東日本大震災を経て今後役にたいことや気づいた点

4つのカテゴリのうち養護教諭・保健室のカテゴリを含む項目は合わせて44%であり、具体的な災害に備える職務に関する気づきが示された。加えて、校内体制や地域の防災対策といった学校全体を俯瞰しての気づきが56%示された。これらのサブカテゴリは①校内体制の整備：自然災害危機管理体制、備蓄倉庫に備えたい物、心のケア、②災害時に保健室の機能を最大限生かす：災害時に保健室の機能を最大限生かす、備品の整理・補充、誰でもわかるように配置・備品の明確化、③地域の防災対策を充実：地域ぐるみの準備、④養護教諭の災害時の実践力を培う：実働に向けた準備、養護教諭同士の情報交換が必要、養護教諭の役割を明確化する、であった。

次いで、図2において挙げた養護教諭の日常の活動の場である保健室は、避難所対応をするためその機能を変化させていた。保健室の機能についてカテゴリとその数を図2に示す。

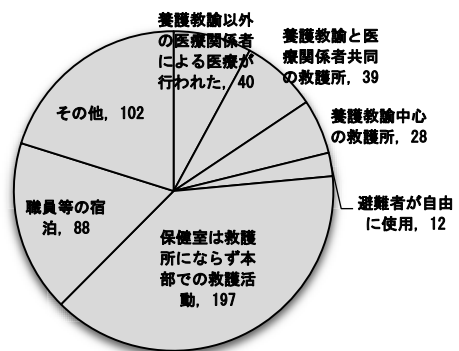


図2 避難所開設時の保健室の機能

日常は、養護教諭が保健室経営を行い、学校保健センター的役割を果たしている保健室であるが、災害時には「医療・救護活動の場」として21.1%が使用されていたほか、一般の教室と異なる環境を持つため、多様な使い方がされていた。「本部で救護活動」を行ったことについて、「避難所として保健室のスペースや避難者の数の問題として対応が難しかったことが背景にあったと考えられる。」と記されており、ほかの機能についても「休養や処置するための物品、環境が整っているため、多様な使い方があったものと考えられる」と分析されていた。次いで、「震災をとおして養護教諭として感じたこと気づいたこと」のカテゴリと数を図3にまとめた。

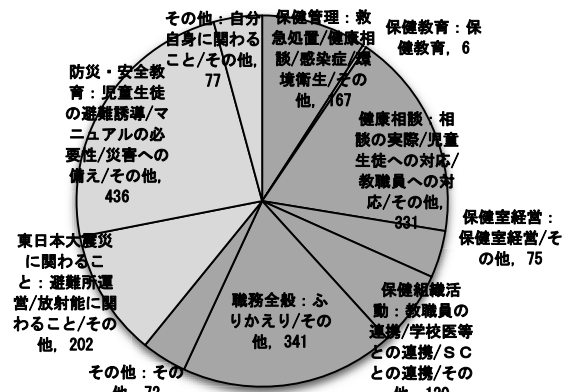


図3 東日本大震災を通して養護教諭として感じたこと気づいたこと

養護教諭の職務に関わること（網掛け）と東日本大震災に関わることの2つに大別されており、内容は防災・安全教育、職務全般、健康相談の順に多かった。

これらの養護教諭の対応や感じ気づいたこと、を踏まえて提言がなされている。提言の章立てを表4にまとめた。

表4 提言

No.	カテゴリー
1	健康診断関係から
2	震災直後の保健室の様子から
3	震災直後の養護教諭のかかわりから
4	避難所開設時の保健室から
5	支援養護教諭に関することから
6	間借りに関することから
7	児童生徒の様子で気になることから
8	健康診断以外で苦労したこと・今後に役立てたいことから
9	震災をとおして養護教諭として感じたことや気づいたことから

※章立て本文p163～p169から筆者作成 ※網掛けは課題

養護教諭の体験を通して得られた貴重な提言である。

7. 阪神淡路大震災・新潟中越地震と東日本大震災の養護教諭の対応の比較

表1と表2を比較すると、場面では「揺れの中で」「避難開始」の項目が阪神淡路大震災・新潟中越地震の対応では抽出されなかった。カテゴリーでは、避難所開設時の対応や津波被災者対応が見当たらなかった。一方で、表現の違いはあるがどちらにも抽出できた対応は、健康観察・身体面の対応・心のケア・衛生管理であった。養護教諭の貴重な対応経験から得られた表4 東日本大震災の提言と表1を比較し、同じ内容と考えられる内容をまとめたところ、6つのカテゴリー（表4 網掛け）と1つのサブカテゴリーが得られた。6つのカテゴリーは、年度当初に実施する行事（健康診断）に関する事項、養護教諭の支援、間借りであり、サブカテゴリーは「9 震災をとおして養護教諭として感じたことや気づいたことか

ら」の「学校保健充実のため」の「④福島第一原発事故による放射能汚染が健康に与える影響についての長期的観察の必要性」が抽出することができた。

8. 考察

阪神淡路大震災・新潟中越地震に対応された養護教諭の手記には被災体験と備えが記された。被災体験には、専門性を持って対応した内容が抽出された。さらに、体験からの備えが示された。日常の活動場所である保健室の機能も抽出できた。この後、学校保健法が改正され、学校安全計画の策定、地域の関係機関との連携などについて定められた。

東日本大震災では、小・中学校共に半数以上の学校が避難所となり、養護教諭の対応からは、専門性を持って対応した内容が抽出できた。今後役にたいことや気づいた点には、養護教諭の職務に関する内容以上に、学校全体を俯瞰しての気づきがあった。加えて、保健室について、医療救護活動の場となったのは21.1%であった。保健室の広さと避難者数から救護所とせず、持つ設備から多様な使い方がされていたことが分かった。これらを通して養護教諭として感じたことは、職務に関わることと震災に関するものと分けられ、職務では、健康相談、職務全般、保健管理、保健組活動と続き、震災に関する内容は、防災・安全教育、震災に関わることとの順であった。これらを受けて提言カテゴリーの細目は45項目にも及んだ。阪神淡路大震災・新潟中越地震と東日本大震災の提言から6つのカテゴリーと1つのサブカテゴリーが抽出された。

阪神淡路大震災・新潟中越地震では、子供のいない時間の地震と災害対応であったため、その対応課題は学校の危機管理、子どもの心のケアであり、養護教諭として災害とどうかかわるかであった。しかし、東日本大震災では、地震が平日の昼間に起こったことにより、地震の揺れの中から対応が始まり、津波被害もあり養護教諭の職務や専門性から緊急時対応も迫られた。さらに、発災時期から年度変わり特有の対応も必要になった。このことから、新たな課題として、健康診断実施に関すること、保健室の機能の回復への課題が挙げられた。提言には、時代の進歩に合わせたITの活用、放射能事故への対応も挙げられた。

過去の災害等を経て、法整備されたものの過去の災害では経験していない内容の対応が変化として分別できた。

9. まとめ

医学の素養・看護的技能を有した教職員である養護教諭の災害に対する対応は、阪神淡路大震災・新潟中越地震と東日本大震災の比較において、養護教諭の行った対応のみならず、学校全体を俯瞰しての提言もなされ、過去の災害では経験していない内容の対応が変化として分別できた。

参考文献

- 1) 三木とみ子, 三訂養護概説, ぎょうせい, 2006年8月
- 2) 学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き, 文部科学省, 2012年3月
- 3) 監) 藤岡達也, 保健室ブックレット 保健室は震災救護センター, 少年写真新聞社, 2009.7
- 4) 宮城県学校保健会養護教諭部会, 東日本大震災直後の保健室, 2013.9